

令和3年11月18日

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和 仁 様

酒田市文化芸術推進審議会  
会 長 中 川 幾 郎



酒田市文化芸術推進計画に基づく事業評価について（答申）

令和3年7月5日付け酒教社発第181号で酒田市教育委員会から諮問のありました標記の件につきまして、詳細にわたり慎重な審議を重ねた結果、意見が集約されましたので、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

## 1 連携体制の強化

酒田市文化芸術推進計画（以下「計画」という）は、基本目標として「自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現」と「誇りのもてる酒田らしさの創造」を掲げており、それらを実現するための「市民文化政策」と「都市文化政策」の計20項目の施策設定（以下「基本的施策」という）をしている。しかし、令和2年度の実績において展開されていない基本施策が4項目あり、それらを推進するためには、酒田市役所内、学校、地域、産業分野、観光分野、市民等多方面との継続的な連携が必要不可欠である。

酒田市役所内の部や課を越えた連携を図るために、庁内で相互に丁寧な情報交換を行う必要があるとともに、学校や地域、企業、市民との連携を図るために、社会教育文化課から効果的・継続的な情報発信を行う必要がある。そして相手方の状況・考えを正しく理解したうえで、調和のとれた協力・連携を推進することに努めること。

## 2 人材の育成

行政職員が、基本的施策を理解し現状や課題を把握し地域にあった施策を企画・実行するため、また市の文化事業のみならず、自らが暮らす地域での活動について、市民が主体的・能動的に関わっていただくための、人材育成を目的とした幅広い分野の研修が必要である。酒田市職員向け並びに市民向けの研修事業を効果的かつ継続的に実施し、地域の様々な課題に対応できる専門的能力を有する人材の育成と、その資質の向上に資すること。

## 3 事業運営

年齢・生活環境・障がいの有無などあらゆる違いを越え、広く市民に文化芸術分野での社会参加の機会を開き、すべての市民が等しく文化芸術を創造・享受できるよう、多様な文化芸術を鑑賞する機会を創出するとともに、文化芸術活動に気軽に身近に参加・体験できる文化的環境の整備に努めること。

また、酒田に対する市民の誇りを醸成するため、各地域で継承されてきた民俗芸能・伝統芸能や、古くから市民に親しまれている景観・文化施設など、酒田の歴史と特色を生かした事業展開に努めること。

事業の実施に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止について徹底した対策措置を行うとともに、コロナ禍にあっても事業展開が可能な方法を追求すること。